

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案に対する修正案要
綱

第一 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の定義の修正 (第二条関係)

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の定義に「本邦外出身者を著しく侮蔑する」を加えること。

第二 不当な差別的言動に係る取組についての検討 (附則第二項関係)

不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差
別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。